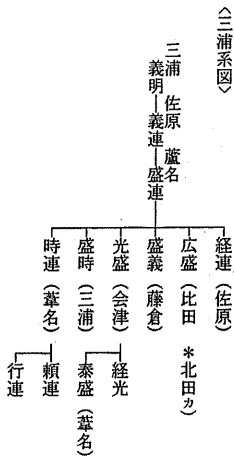


- (15) 北条氏一門が占めた守護職の数は霜月騒動の後が五十六国中二十八国、元弘末年には五十七国中三十国に及んでいたことが確認されている。
- (16) 北条時輔の前は在地武士の金持氏が伯耆国守護であったとされているが、『大山寺縁起』によると宝治元年の宝治合戦の際に三浦氏に加担して金持氏も敗れており、所領も没収されている。このときに伯耆国守護職も没収され、北条氏一門に付与されたものと考えられる。
- (17) この「三浦遠江次郎左衛門」については詳しいことは分らないが、葦名系の流れを引く一族である(左系図参照)。佐藤進一氏は『尊卑分脈』『系図纂要』などの系図をもとに葦名時連の子頼連か行連がそれにあたるとされている。一方『福島県史』は光盛の子経光が伯耆国守護であったが勘気を受けて流浪し、鎌倉の寿福寺に入ったと記しており、経光を伯耆国守護にあてている。



*『三浦系図』『芦名家御系譜』『系図纂要』より筆者作成

- (18) 佐藤進一氏前掲注(3) 論文
- (19) 石見国については注(10)の「守護交代注文」に建治年間以後の守護として「武蔵式部大夫」とあり、これが北条氏一門であるとされている。氏名等明らかでなく、またその後の守護も不明である。

竹島渡海と鳥取藩

—元禄竹島一件考・序説—

はじめに

「竹島一件」とは、近世における竹島(現在の豊後島)およびその周辺海域の利権をめぐる日朝間の係争のことをいう。この係争は、時期的にもっとも狭く範囲を限定すれば、鳥取藩領米子町人の訴えに応えて徳川幕府が朝鮮人の竹島出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六(一六九三)年から、徳川幕府が日本人の竹島渡海禁止を命じた元禄九年に到るものである。しかしながら、元禄六年の米子町人の訴えには、それまで彼らが排他的に竹島周辺での利権を確保してきたという背景があるから、「竹島一件」を論じるためには、米子町人らの竹島渡海の歴史から話を説き起こす必要がある。

これまでのところ、右の「竹島一件」に関わって、歴史学の文献を引用しつつ最も詳細に論じたのは「川上健三」である。その後に見れた諸論稿「梶村秀樹、堀和生、内藤正中一九九五、李薫、内藤正中一九九八」は、立論の趣旨が全く異なる場合であっても、個別事実の評価に些かの違いが認められこそすれ、「竹島一件」理解の大筋は「川上健三」と変わらぬ。ここでいう「竹島一件」理解の大筋とは以下の通りである。鳥取藩領米子の大谷甚吉が村川市兵衛とともに竹島渡航許可を幕府に申請し、

- (20) 『増鏡』によると、天皇の一行は山陽道を西に進み、加古川↓美作↓伯耆↓安来のコースを通って隠岐へ向かっている。
- (21) 『名和氏紀事』(因伯叢書 第四冊)所収
- (22) 建長元年十一月三日付北条重時下文(『鎌倉遺文』七三三三号)
- (23) 天福元年五月付石清水八幡宮寺申文(『鎌倉遺文』四五一二二号)には北条郷地頭代が久米郡北条郷内にある山田別宮の神輿・神宝を汚穢したと記されているが、この北条郷地頭代と庄四郎の関係はよくわかっていない。

- (24) 石井進氏「鎌倉時代『守護領』研究序説」(『日本社会経済史研究 古代中世編』のち『日本中世国家史の研究』所収)
- (25) 『東郷庄園裏書』正嘉二年十一月沙弥某・政久連署状(『鎌倉遺文』八三一七号)

池内 敏

元和四(一六一八)年、幕府は「渡海免許」を発給した。大谷・村川両家は輪番で竹島渡海を行い、寛文元(一六六一)年ころには松島への「渡海免許」も与えられた。ところが元禄六(一六九三)年、竹島で大谷家一行と朝鮮漁民とが競合し、大谷・村川両家が幕府に訴えた。そのため、竹島の漁業権・領有権を争う日朝間の外交交渉「竹島一件」に発展した。元禄九年一月、大谷・村川両家の竹島渡航が禁止されて、「竹島一件」に決着がつけられた。

さて、本稿では、竹島渡海と鳥取藩との関わりに重点を置きながら、右の通説的理解の再検討を試みたい。ただし、本稿は時期的に元禄五年までを扱い、「元禄竹島一件」の歴史的前提について考察する。

一 「元和四年竹島渡海免許」

元和四(一六一八)年、江戸幕府から米子町人大谷甚吉・村川市兵衛に対して竹島渡海免許が出された、とこれまで考えられてきた。その論拠は、手近なところでは『鳥取藩史』事変志一「竹島渡海禁止并渡海沿革」の記述に求められる。

〔史料1〕

元和三年（大谷）甚吉越後より帰帆の時漂流して竹島に至る。中略
時に幕臣阿部四郎五郎正之檢使として米子に在り。甚吉即ち村川
市兵衛と共に竹島渡海の許可を周旋せむ事を請ふ。四年兩人江戸
へ下り、安部氏の紹介に因つて請願の事幕府の議に上り、五月十
六日渡海の免状を下附せらる。之を竹嶋渡海の濫觴とす。渡海免
許の状左の如し。（割送「伯耆志卷の七」）

〔以上〕
從伯耆国米子竹嶋江（先年）舟相渡之由（候）、然者如其今度
致渡海（度）之段、（米子町人）村川市兵衛・大屋甚吉申上付
て、達上聞候之處、不可有異儀之旨被仰出候間、被得其意、渡
海之儀可被仰付候、恐々謹言

五月十六日
永井信濃守 尚政 判
井上主計頭 正就 判
土井大炊頭 利勝 判
酒井雅楽頭 忠世 判

松平新太郎殿（人々御中）

*（一）内は、『大日本史料』十編二十九、元和四年五月十六日項に記された「大谷
氏日記」所収の記事で補った部分。

右に引用した史料からはたしかに、元和三（一六一七）年に竹島（豊
陵島）に漂着した大谷甚吉が、村川市兵衛とともに旗本阿部四郎五郎正
之に仲介を依頼し、元和四年五月一日に幕府から「竹島渡海免許」
が松平新太郎あてに発給されたと読める。ここにいう松平新太郎とは
鳥取藩主池田光政のことである。光政は、元和三年に因幡・伯耆三二
万石を領することとなり、同四年二月には初入国の暇を与えられてい
るからである。

さて、この「竹島渡海免許」が元和四年のものであるとすると、署
名した四名のうち土井と酒井は年寄だが、永井は御小姓組番頭であり、

しておきたい。先に引用した『鳥取藩史』事変志一「竹島渡海禁止并
渡海沿革」の記述は、そもそも『伯耆志』に拠ることが判注から知ら
れ、『伯耆志』は幕末・明治初年に編纂されたものというから、この
項には「竹島渡海免許」元和四年発給説が存在していることとなる。

文政一一（一八二八）年の序文をもつ岡嶋正義「竹島考」上下には、
「竹島総説」項において「元和中、故アツテ幕府ノ蒙免許」と記され、
「竹島通船発端」項には元和四年に「太守光政公へ政老中連署ヲ以テ、
今度伯州米子之任人大谷・村川へ竹島渡海之義免許被仰出旨被仰渡」
とある。ただし岡嶋はこの項の末尾に「精敷ハ彼等（大谷・村川を指す）
引用者注 ガ家ノ伝記ニ見エタリ」としているから、「竹島渡海免許」
元和四年発給説の根拠は、竹島渡海事業の主体であった大谷・村川両
家の主張にあるということになる。

ところで、『竹島考』の「大谷・村川捧由緒書于幕府」項には、大
谷・村川が天和四（一六八四）年幕府に提出した由緒書が収められて
いる。その由緒書には「竹島渡海免許」が掲げられ、「台徳院君ノ御
代、元和四年政老ヨリ松平新太郎光政公へ賜フ処ノ御奉書ノ文如左」
と説明されている。したがって、天和四年には既に大谷・村川によつ
て「竹島渡海免許」元和四年発給説が主張されていた。さらに、次の
史料によれば、延宝九（一六八二）年七月一日、村川市兵衛が「竹
島渡海免許」元和四年発給説を述べている。

〔史料2〕

寛

一私共竹嶋江渡海仕儀ハ、松平新太郎様因幡・伯耆御領知之時分、
元和三年、伯耆国御仕置之為御使、阿部四郎五郎様御越被成候時
分、私共親御訴訟申上、翌年御江戸江相詰、御詮議之上、新太郎
様江御奉書被遣之、則其御奉書新太郎様より私共親頂戴、代々所
持仕候、夫より隔年二兩人二而渡海仕儀、中略

井上は御小姓組番頭を経て元和三年から「奉行人に列す」という立場
にあった。ここで、大名あての幕府文書において年寄と小姓組番頭が
連署するというのも聊か不自然である。永井尚政が年寄となるのが元
和八（一六二二）年、井上正就が「加判の列にすむ」のも同じく元
和八年であるから、右の「竹島渡海免許」が発給されたのは元和八年
以後とするのが自然であろう。年寄連署奉書の年代を検討した藤井謙
治は、右の「竹島渡海免許」の発給年次を寛永元（一六二四）年・二
年のいずれかと判定している（藤井謙治「一八頁・三六頁」）。

ところで、寛永一四（一六三七）年六月二十九日、竹島渡海を終えて
伯耆米子に帰ろうとした村川市兵衛の三〇人が朝鮮半島に漂着した
〔池内敏 付録表・整理番号6〕。対馬藩の公式文書には「伯耆ノ国之船、
竹嶋ニ商売ニ参候船、朝鮮蔚山ニ流著候」「磯たけニ参候船、朝鮮ニ
なかれ候」などと記載された事件である。この漂流民たちを取り調べ
た際に、その所持品の中に「松平新太郎殿へ参候御連書之写」のある
ことが対馬藩側の記録に残されている。これは右の「竹島渡海免許」
の写と考えてよからう。竹島渡海にあたって写を携行したのである。

これら三〇人の漂流民たちは、釜山での事情聴取に際し「拾三年以
前二、從將軍竹嶋伯耆之殿ニ被遣候ヲ、村川市兵衛ハ被仰付、毎年竹
嶋へ渡り申候」と対馬藩役人に対して述べ、朝鮮側記録にも「亦十三
年以前、関白前受出竹島、年年往来、捉魚取油為如乎」と述べたこと
が記されている。いずれの記録にも共通して注目されるのは、一
三年前に竹島渡海許可を得たということである。漂着した寛永一四年
の一三年前といえは寛永二（一六二五）年（または元年）にあたること
てよからう。そのとき得た許可の証が先の「松平新太郎殿へ参候御連
書之写」であると考えられるから、「竹島渡海免許」の発給年は通説
のように元和四年とはならない。

さて、ここで「竹島渡海免許」元和四年発給説の根拠について検討

延宝九年

西ノ七月十日

伯耆国米子町人 村川市兵衛

右ハ、延宝九年西ノとし、市兵衛罷越候刻、寺社御奉行様へ
書上申覚也

『大日本史料』十編二十九「大谷氏日記」

一方、同じ延宝九年五月一三日、三代目大谷九右衛門勝信が幕府巡
検使に対し、「大猷院殿御代、五十年前以前、阿部四郎五郎様御取持を
以竹島拝領仕」と述べている。川上健三はこの大谷九右衛門勝信の説
明について、元和四年時の將軍は徳川秀忠（台徳院殿）であるから「大
猷院殿御代、五十年前以前」というのは誤りとする（川上健三「三五頁の注」）
しかしながら、先に検討したように、「竹島渡海免許」発給は寛永二（一
六二五）年（または元年）であるから徳川家光（大猷院殿）の時代のことだ
であり、延宝九年から見ても「五十年前」とするものもあながち外れては
いない。竹島渡海を行っていた当事者の側も、このときまでは「竹島
渡海免許」の発給を寛永初年のことと正確に理解していた。したがつ
て、何らかの理由により、延宝九（一六八二）年五月〜七月の交に大
谷・村川両家が「竹島渡海免許」元和四年発給説を主張し始めたので
ある（後述）。

ところでこれまでの論証を踏まえれば、寛永二年（または元年）五月
一六日、將軍徳川家光のもと、永井・井上・土井・酒井四名の年寄連
署奉書の形式で、鳥取藩主池田光政にあてて「竹島渡海免許」が発給
されたということとなる。これは異国渡海朱印状の形式とも異なり、
また寛永八年から実施される奉書船制度における老中奉書とも異なつ
ている。異国渡海朱印状は、たとえば「自日本到安南国舟也」として
渡航先が明記され、発給年月日が示される一方で、文面それ自体には
宛先も渡航期限も示されない。そしてこの朱印状は、渡航が終わるこ
とに返却をする一回限りのものであった。また、奉書船制度の奉書と

は、朱印船が出航のつど、老中から長崎奉行に宛てた奉書を必要とするというものであったから、宛先は「竹島渡海免許」にあるようなものとはならない。

それでは「竹島渡海免許」とはいかなる「免許」であつたらうか。この免許は、伯耆国米子から竹島へ船で渡る筋道がついているという事実を前提に「如其今度致渡海」ことを村川・大谷が申請し、幕府として了解したというものである(前掲「史料1」)。そして文面を読む限り、幕府として「今後の」渡海を了解したのではなく、「今度の」渡海について了解したものである。しかも幕府の了解は、村川・大谷に対してではなく、彼らの属する島取藩の領主に対して宛てられた。

さて、「竹島渡海免許」は、異国渡海朱印状のように渡海の終わることに返却されたであろうか。別の言い方をすれば、「竹島渡海免許」は渡海ごとに改めて申請しなおされたであろうか。この免許は、年寄(老中)連署奉書の形式でいったん島取藩主に宛てて発給され、藩主から間接的に大谷・村川に対して許可が下される形式をとった。したがって、渡航時(または渡航申請時)の藩主が代替わりをしておれば、更新された新しい渡航免許の宛先も変わってくるはずである。

寛永一四(一六三七)年、竹島渡海後に朝鮮半島に漂着した村川市兵衛ら三〇人は松平新太郎(池田光忠 宛)「竹島渡海免許」の写を携行していたが、ときの島取藩主は池田光仲(松平勝(庄)五郎)である。

一方、寛文六(一六六六)年七月にも伯耆米子の大谷九右衛門船二二人が竹島渡海ののち朝鮮半島に漂着しているが「池内敏 付録年表・整理番号13」,このときの一行も「御老中様より松平新太郎殿へ被遣候御状之写」を所持していた。これもまた寛永初年に発給された「竹島渡海免許」の写と考えて良からう。ときの藩主も池田光仲である。

とすれば、寛永初年に「竹島渡海免許」が与えられてのち、大谷・村川は渡海ごとに免許を更新することはなく、また藩主の代替わりに

く松島(現在の竹嶋/独島)であり、この史料から、一六五〇年代半ばころから松島渡海の始まったことが知られる。こののち、四代目大谷九右衛門(勝房)は元文元(一七四〇)年四月、寺社奉行に提出した請書のなかで三代目九右衛門とほぼ同文によつて松島拝領と渡海について述べる「川上健三、三七頁」。川上健三は、この三代・四代ふたりの九右衛門の記述を根拠にして松島渡海免許が幕府によつて出されたことが明白だとする「川上健三、三七頁」。その上で川上は、万治二(一六五九)年に阿部四郎五郎が松島渡海に関する幕府の内意を得、寛文元(一六六一)年から大谷家の松島渡海が始まったと推測する「川上健三、三七〜七九頁」。

ところで、三代目大谷九右衛門は松島拝領と渡海について述べるものの、「寛永初年竹嶋渡海免許」のごとき文書の中には言及しない。また、寛文六(一六六六)年、大谷船が朝鮮に漂着して対馬藩による所持品調査がなされた際、「竹島渡海免許」は見いだされたが「松島渡海免許」なるものは見あたらない。発行からわずか一〇年を隔てない時期に、大谷船はなぜゆえに免許を携行しなかったのだろうか。そこでまず、川上健三が大谷家の松島渡海開始を寛文元年だと結論づけた史料から検討してみたい。これらは川上にとつて、「松島渡海免許」の発給時期を確定する作業と密接にかかわるものと位置づけられてもいる。

七月十五日村川市兵衛御越候御状拜見、殊更睦踏皮三足贈給糸候、先以(a)道喜老初各御無事之目出珍重存候、此表無相替儀、(b)四郎五郎無為拙者体と無異儀罷在候、可御心安候、如承意春中ハ久々御在江戸候へ共、為差御馳走も不仕、今更御残多候、(c)將又竹嶋渡海筋松嶋へ之小舟之儀被仰越候、今度市兵衛方二様子具承候、(d)去年市兵衛舟出候、着舟不申大分之損仕由、(e)於然

【史料4】

際して更新を申請することもなかったといえよう。大谷・村川の手元には「寛永初年竹島渡海免許」の写しか無かつたのである。そうした状態が竹島渡海禁止の命じられた元禄九年正月に至るまで変わりなかつたことは、次に示す竹島渡海禁止を命じた老中奉書の文面からも窺い知ることができよう。

先年松平新太郎因州・伯州領知之節相窺之伯州米子の町人村川市兵衛・大屋基吉竹島江渡海、至于今雖致漁候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言
正月廿八日
土屋相模守 政直
戸田山城守 忠昌
阿部豊後守 正武
大久保加賀守 忠朝

【史料3】

松平伯耆守殿

こうした点を踏まえるならば、大谷・村川の竹島渡海について、徳川幕府が渡海のつど公式に再確認をしていたわけではないことが知られよう。とすれば、「元和四年竹島渡海免許」発給をもって、「かくて日本人による竹島(露渡島)の開発は幕府公認の下に本格化することとなる」(川上健三、三七頁)と評価することには躊躇わざるを得ない。

二 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家
(一)「寛文元年松島渡海免許」
延宝九(一六八二)年、幕府巡検使に対する請書のなかで三代目大谷九右衛門(勝房)は、「竹嶋之道筋二式十町廻り申小嶋」を「廿四五年以前、阿部四郎五郎様御取持を以拝領、船渡海仕候」と述べる(川上健三、五一〜五二頁、大谷家目録1-19)。ここにいう「小嶋」とはおそら

ハ先市兵衛舟遣候、貴様ハ重而之番より渡海可然候、其節御越候ハ、御直委可承候、当年御当地永々御入候へ共、何之沙汰も不被仰聞候て、筆談にてハ委細承知も罷不成候、(f)其上市兵被申分とハ貴様書面少相違成儀も御座候、市兵方口上にて有物語候、猶面談可得御意候、恐惶謹言
(万治元年/一六五九)九月七日 龜山庄左衛門(花押)
大屋九右衛門様 御限(報九)

猶々、去年市兵過分之損仕由候、先村川舟渡海、貴様ハ重而之番より遣し可然候、其内貴様御越候ハ、御直委可承候、已上
(川上健三、三七頁、大谷家目録2-33)

【史料5】

村川市兵衛方へ遣す書状之写

大屋九右方被罷越候間一筆令啓上候、夏中御越候へ共、何之御馳走も不申、今更御残多存候、道中無異儀御越御在宅候哉無心元候、此表別状無之、且那一統無事拙者体も無恙候間可安心候、然者(e)竹嶋近所之小嶋へ小船渡海之儀、去年貴様被仰候ハ、大屋九右衛門方ハ同心無之候間貴様斗にて可遣哉と被申候間、其節(b)我等申候ハ、当分同心無之候ても定而所務も有之候、大屋も渡度と被申にて可有之候、口上にハ無同心と申分ハ実儀共不被存候、其内ハ貴様斗御渡し可被成哉と申置候、(c)今度九右衛門殿被參被申候ハ、市兵衛同意ニ小船渡海仕度旨候、拙者挨拶仕候ハ、尤左様可有之と存知候、然共(d)去々年村川大分之損仕候由、因茲先來年も村川船遣候、(e)大屋渡番來ル丑寅同年より九右方渡し、夫より如例兩人にて順々に御渡し可然候、彼嶋草木も無御座候之所、別之所務無之、みち油取申候一種之由候、(f)於然者互事六ヶ敷無之様御談合可被成候、恐惶謹言
右之通、村川市兵衛方へ申遣候、為念案書懸御目候、以上

〔万治二年（一六五九）九月八日〕

亀山庄左衛門（花押）

（川上健三、七八頁、大谷家目録2-15）

大屋道喜様

〔史料6〕

過八日之御飛札到来、殊下緒吉具贈給過分之至候、其元相替儀無之無事之旨令祝着候、（a）亡父四郎五郎方へ預御音札令承知候、

去三月相果、我等共々悲歎候事二候、（b）来年御手前舟竹嶋へ渡

海、松嶋へも初而舟可被指越之旨、村川市兵衛と被致相談尤二候、

委細者家来亀山庄左衛門方より可申達候間不能詳儀、恐惶謹言、

阿部権八郎 政重（花押）

〔万治三年（一六六〇）九月四日〕

大屋九右衛門様

御返事

（川上健三、七三頁、大谷家目録2-15）

〔史料7〕

猶以、村川市兵衛殿近日御当地へ御参府可被成由被仰越候、

左候へ、渡海之儀様子直段ニ可承候、市兵衛被帰候時分委細

可申入候、（d）先年相渡し候證文二具可有御座候間、今以其

通二舟御渡し可被成候、御仕合能可有之と存事候、追而御吉

左右可承候、以上

八月八日之御飛札拜見、先以貴様御無事之由目出珍重ニ存候、然

者（a）四郎五郎儀去三月上旬より煩出し、同月十六日ニ相果被申

候、各々様久々之御知人ニ付候間、可有御口悲と察入候、跡職之

儀ハ存生之内末弟権八郎致様子、公儀相濟候間可安御心候、病中

にも御老中様各御見廻被成、色々御懇被遊被下、実難有四郎五郎

存候、権八郎儀、今以四郎五郎同前二御老中様御懇御座候間可安

御心候、御用之儀も御座候へ、四郎五郎同前二可被仰越候、少も

如在申間敷候、将又（b）来年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈

ニ御座候旨、先年四郎五郎御老中様へ得御内意申候、（c）渡海之

1660

番年相定、市兵衛殿・貴様へ証文相渡し置候間、村川殿と御相談候而、其証文次第二可被成候、市兵衛殿も貴様も其証文之通少しも御違背者有之間敷儀と存候、猶期後音之時候、恐惶謹言

亀山庄左衛門（花押）

〔万治三年（一六六〇）九月五日〕

大屋九右衛門様

御限（報力）

（川上健三、七四頁、大谷家目録2-15）

* 猶書の部分は「大谷氏旧記」によって補った。

さて、右の四史料はいずれも年未詳だが、すでに川上健三によつて

〔史料5〕と「史料7」については年代確定がなされている。〔史料

6〕〔史料7〕は、「史料6」（a）・〔史料7〕（a）の記述と阿部四郎

五郎正継が万治三（一六六〇）年三月一六日に没していることから、

いずれも万治三年の書状である。

大谷船の松嶋初渡海が、万治三年からみて「来年」（史料6）（b）・

〔史料7〕（b）とされるが、その万治四（寛文元年）年は丑年にあた

る。〔史料5〕（e）にいう「来（丑）寅（卯）年より九右方渡し」の丑年と

は万治四年に相当し、この年が大谷家の松嶋初渡海である以上、その

前年までは村川家が松島渡海を行つてゐることとなる。したがつて、

〔史料5〕（d）後半部にある「先（来）年村川船遣候」の来年とは万治

三年となり、この書状は万治二年のものとなる。ついでながら、（d）

前半部分にある「去々年村川大分之損仕候由」は明暦三（一六五七）

年となり、松嶋渡海にかかつて村川が阿部四郎五郎に申し入れをし

た（a）「去年貴様被仰候」は万治元年のこととなる。

〔史料4〕は、大谷道喜・阿部四郎五郎いずれも健在（（a）（b）

）の時期の書状であるから、大谷道喜の没年月（寛文二年（二月）・阿

部四郎五郎の没年月（万治三年三月）と考へ併せて、少なくとも万治

二年以前のものでなければならぬ。〔史料4〕（d）「去年市兵衛舟

出候、着舟不申大分之損仕由」とする事件が、〔史料5〕（d）「去々年村川大分之損仕候由」と一致すると考えれば、〔史料4〕は万治元年の書状となる。松嶋渡海に関わる村川の意見を聞いたのがこの書状の書かれた直前の時期であり（史料4）（c）、しかもその意見は大谷側の意見とは異なっているという（同（f））。これは〔史料5〕に見る万治元年の村川の申し入れに相当するから、〔史料4〕の年代は万治元年で矛盾がない。

さて、〔史料4〕と〔史料7〕を踏まえて、松嶋渡海をめぐる大谷・村川・阿部三者の構図を整理してみよう。

明暦三（一六五七）年には既に村川家単独で松嶋渡海を試みており、

松嶋渡海に伴う利権をめぐる大谷家との間に意見の違ひが見られ

（史料4）（f）、〔史料5〕（a）、両者の意見調整を阿部に求め、

万治元（一六五八）年には村川側の考えを詳しく阿部に伝えることと

なった（史料4）（c）、〔史料5〕（a）。

このときの村川側の基本姿勢は、松島渡海について大谷側が同意し

ないので、村川単独で実行したい（〔史料5〕（a））、というものであ

つた。村川側の言ひ分に対し阿部四郎五郎（その家臣亀山庄左衛門）は、大

谷側も暫くは松島渡海に不同意かもしれないが、松島渡海にもそれな

りの利益があるだろうから、いずれ松島渡海をしたいと言ひ出すであ

らう。大谷側が松島渡海を求めてくるまでの間は村川単独でも認めよ

う（同（b））という。

松島渡海をめぐる村川・大谷双方の意見の相違が、どのような内容

の「同心無之」であつたかは分からない。しかしながら、あいだにあ

つた阿部（亀山）の側でも「市兵被申分とハ貴様書面少相違成儀も御

座候」（史料4）（f）とを感じるだけの違ひはあつた。

こうした状況に対し、阿部（亀山）は、村川単独による松島渡海事

業をよしとはしなかつた。万治元年には、既に村川・大谷の交代による

松島渡海を画策し（史料4）（e）、そうした大谷への働き掛けが翌万治二年に大谷九右衛門の阿部訪問（史料5）（c）と、寛文元年・二年における大谷の松島渡海とその後の大谷・村川による順番での渡海（史料5）（e）という調整案に落ち着いていった。両者による「御談合」（史料5）（f）をこそ阿部は重視したのである。ところで村川による松島渡海を試みは明暦三（一六五七）年が初めてのことではない。

〔史料8〕

尚々当地瀏節様・大和様へも島の義申上候、御同名九右衛門

殿へ別紙ニ可進候へ共、御手前様より左之通御心得頼申候、

以上

貴札致拜見候、先以其地御無事御座候而大慶ニ存候、此地も前条

無之候、先度去与風罷越候処ニ、種々御懇意殊ニ再三御振舞可被

成候間、毎度之御心入不浅忌存候、御山下ニも御理り申何も様へ

も詞不申候ニ付、御無沙汰婦老仕候、随而松島へ七八拾石之小舟

遣、鉄砲ニ而ミち打申候へ、小島の方ニ候間、竹島江ミちにけ

さり、竹島の納所大分候ハンと市兵衛望申候、大義存候由逆、彦

左衛門をつたひ申上候者、市兵衛心次第と存、以来之心みさもあ

るへき事かと存、江戸安部四郎五郎様へ御内証申上候、飛脚進上

申候、調可申も不存候、猶追而可得其意候、恐惶謹言、

極月五日

石井宗悦 常（花押）

道喜様 御報

『新修島取市史』第二巻、三三三頁、大谷家目録1-10

差出の石井宗悦は島取城下における初期商人の一人で、廻船業に活

躍した人物である。宛先の道喜とは、〔史料4〕〔史料5〕にもある米

子大谷初代の九右衛門勝宗をさす。右の書状は、田村達也の考証によ

り、狭くとれば承応元（一六五二）年、広くとれば一六四〇

年代後半（一六五〇）年ころのものとされている。

一六四〇年代後半ないし五〇年代ははじめから、右史料傍線部に見られるような松島経営の展望を温めていた村川からすれば、たとえ単独であつても松島渡海事業は行いたかつたであろう。そして遅くとも明暦三（一六五七）年にはそれを実行に移していた。

こうして村川単独による松島渡海の既成事実化が進められていた以上、阿部四郎五郎の存生中に老中から得たという内意（史料7）（b）は、松島渡海の新規許可ではありえない。また、「市兵衛殿・貴様へ」交付した「証文」（史料7）（c）もまた同様に松島渡海の新規許可ではありえない。それらは「市兵衛殿・貴様」両者へ交付されたものであつたから、村川単独により既成事実化された松島渡海を承認し免許を与えるものともなりえない。先年渡しておいた「証文」どおりに「舟御渡し可被成」（史料7）（d）ともいうのだから、「内意」にしろ「証文」にしろ、おそらくは村川が先行して進めていた単独での松島渡海を刷新し、大谷・村川双方による渡海事業へと調整する内容をもつものではなかつたろうか。大谷と村川の「談合」（史料5）（f）や「御相談」（史料7）（e）を重視したのはその点と関係する。

ところで、阿部がかように大谷・村川双方の「談合」「御相談」を重視し、かつまた阿部が調整役として乗り出さざるを得なかつた事情についても言及しておきたい。

さきほど万治元（一六五八）（一六五九）年に、松島渡海をめぐる大谷・村川間の調整作業が進められたことを述べた（史料4）、「史料7」のこの時期、大谷家当主であつた初代大谷九右衛門勝宗（道喜）は九〇歳を越える高齢であつた。そのため万治二（一六五九）年、大谷道喜は病のため出府できず、幼少の倅惣助を御目見に派遣した。「貴殿（大谷道喜のこと）引用者述、病氣二付而、為名代同姓惣助御下」（五月晦日、大谷家書2-2、「伯耆志」四一五、六頁）とか、「倅惣助前髪にて江戸出府、

城内にて元服九右衛門と改名」（六月朔日、大谷家書2-3）という。こうした当主の高齢・病氣および後継者の幼少という現状にあつては、既に単独での松島渡海を進めつつある村川側に対応できるだけの判断を下すことは、大谷側にとって困難だつたのではあるまいか。また、ことを大谷・村川双方に任せきりにしたのでは、両者の均衡を保てる保障がなかつた。相対的に非力な立場に置かれた大谷側が、阿部側と緊密に連絡を取りながら利害調整を求めたのではなかつたか。

以上を要するに、「松島渡海免許」なるものは存在しないのである。万治ノ寛文の交に現れた事態は新たな渡海免許発行ではなく、渡海をめぐる大谷・村川両家の利害調整に過ぎなかつた。寛文六年、竹島渡海の帰りに漂流した大谷船が「寛永初年竹島渡海免許」の写のみを携行し、松島渡海免許を携行しなかつたのは蓋し当然であつた。

（2）「寄合之所務」について

川上健三は、大谷・村川両家の竹島・松島経営について「輪番で隔年渡海し、その収穫はそれぞれ自家の所得としていたが、年により豊凶があり、また時に難船等の損害もあつて収入に不同があつたので、両家相談の上、天和元年（一六八一年）以降收支損益相通じて計算することとなり、次のとおり協約を取りかわした」（川上健三、九二頁）と述べる。

厳密な一年交代であつたか否かはひとまず措くとしても、ある時期に大谷・村川両家が輪番で竹島・松島渡海を行つていたのは事実であろう。それは、万治二（一六五九）年の大屋道喜あて亀山庄左衛門書状に「如例兩人にて順々に御渡し可然候」（史料5）（e）とあることや、寛永一四（一六三七）年に漂流した竹島渡海船が村川市兵衛船だけであり、寛文六（一六六六）年の漂流船が大谷九右衛門船だけであつたことから裏付けられよう。そして、寛永一四年村川船と寛文

六年大谷船の積荷にかなりの違いがみられること（表1）や、卯年（年未詳）六月廿八日付の鳥取藩家老以下を対象とする「海鹽之油」割符状に「当年は去年之半分積み参り候」とあるところからすれば、「難船等損害」「年により豊凶」のあつたこともまた首肯できる。しかしながら、天和元年、大谷・村川両家が相談の上そうした年々の不均衡をただすようになつた、といえるかについては疑問である。川上の右記述の論拠となつた「協約」とは以下の史料である。

【史料9】

取替し申一札之事

一 当番より、(a)竹嶋・松嶋自今以後寄合之所務に仕候、然上ハ此儀二付、仮令損亡在之候而も利分在之候而も兩人割符仕、右之算用少も無相違可致事、
一 兩嶋備帆砌、所務之品々少二ても無偽明白に可申相事、
一 兩嶋仕出之算用、是又互ニ少二ても隠偽申間敷事、
右如一札之、子共之代ニ至迄、(b)兩嶋寄合ニ仕候上ハ、互無遠慮致相談、嶋仕出し目互疑無之様ニ可仕候、尤損亡又ハ利分在之候節ハ、猶以兩人割符無相違様ニ堅算用可申事、依為後之年之一札如件、

天和元年 酉ノ十二月廿三日

村川市兵衛

大屋九右衛門殿

（川上健三、九二頁、大谷家目録1-25）

この史料が、大谷・村川両家の竹嶋・松嶋渡海およびその収益について合意がなされた文書であることは間違いない。ただし、それが川上の説くように、年々の収益の不均衡をただす意図を含んだものとすることはできない。傍線部(a)(b)に見るように、ここで合意されているのは、今後竹島・松島両島への渡海を大谷・村川の共同で行う（寄合之所務）と、いうことである。そこで生じた損益については両者折半す

る、というのである。

この点については、次に示す「史料10」からも傍証できよう。これは大谷家目録2-23の概要であり、目録では年未詳とされるが延宝九（一六八一）/天和元 年のものである。二代大谷九右衛門（勝美）の隠居名が瀬兵衛だから、傍線部(b)にいう「同姓瀬兵衛」とはこの人のことを指す。大谷瀬兵衛は延宝七年九月三日に没しているから、この史料は延宝九年のものと分かる。また、鳥取藩政史料「御在国在府日記」延宝九年七月二三日項に村川市兵衛御目見に関する記録がある（後述）ので、傍線部(a)の記述とも合致する。

【史料10】

年不詳八月二日付、阿部四郎五郎正重より大屋九右衛門宛返事 (a)市兵衛首尾能御目見仕り恐縮の事、其の方は病氣の由、少し間をおいて出府するように、(b)同姓瀬兵衛去々年九月三日死去、力落しの事、当方も知人故残念、(c)近年竹島の様子宜しからざる旨を村川市兵衛より聞き、尚、松島渡海の船破損、市兵衛も近年兩島にての所務無く難儀致し、(d)此の上は兩人相談し、一所に船遣り、備帆後損得兩方割符にする様に、云々

（大谷家目録2-23）

この子細は不明ながら「近年竹島の様子宜しからざる」と、村川市兵衛の仕立てた松島渡海船の破損、近年村川が竹島・松島で収益をあげられないこと、こうした事情がきっかけとなつて(c)、今後の竹島・松島渡海のあり方を変更しようというのである。新しいやり方は、大谷・村川が一緒に船を出し、備帆ののち収益を折半する、というものであつた(d)。こうした変更は、阿部から大谷に対して提案されているところからすれば(a)(d)、村川側から阿部に対する働きかけでもあつたのかもしれない。

竹島渡海に伴う収益が思わしくないことは、同じ年の大谷家の史料

にも明らかである。

〔史料11〕

覚

一先年二連、近年ハ竹嶋所務も年々ニ減シ、油等も御存如被為遊候漸式三拾樽或ハ四五拾樽ならてハ不參、此分二而ハ中々勝手二連不申候得共、御公儀様へ年々鮑大分ニ被為召上、鮑前銀として銀子過分二拜借仕、御影を以竹嶋渡海仕、雖有仕合奉存候、

(三ヶ条略)

右御断如申上候、何とそ鮑前銀例年之通拜借仕候様ニ被為仰付被下候ハ、別而難有可奉存候、勝手不如意之私儀ニ御座候へハ嶋用意難調迷惑仕候、村川市兵衛儀も来暮より嶋用意儀ニ御座候へハ、是又同前ニ難有儀奉存候、弥御了簡奉頼上候、以上

天和元年 酉ノ十月晦日

(大谷氏日記一)

鳥取藩は大谷・村川両家の竹島渡海に際して前銀の貸出しを行った(後述)から、右史料にいう「御公儀様」とは鳥取藩のことである。鳥取藩からの借銀でこれまで家業を継続させてきた。近年はとりわけ竹島渡海に伴う収益が減少しているから、今年も例年通り藩からの借銀をお願いしたい、という。

このように竹島渡海による収益の減少するなか、延宝九(天和元年八月初の阿部提案をうけて、同年暮、大谷・村川は竹島・松島の共同渡海を行なうことと合意した。輪番でなされてきた竹島・松島渡海は、天和二年の春からその形態を変えることとなったのである。

三 竹島・松島渡海と幕藩権力

(1) 「竹島渡海免許」発給以前の状況

『多聞院日記』天正二〇(一五九二)年五月一九日条に、伯耆人弥

あるいは配下に収めながら、大谷・村川は竹島渡海の利権を排他的に確保していった。

もつとも「竹島渡海免許」は寛永二年(または元年)の一回限りに発給されたものであり、その後更新されることはなかった。そのため「竹島渡海免許」発給を機に始められた公義御目見と、そこに形成された幕閣とのつながりを誇る由緒が、競合者を排除する役割を補完した。

その大谷・村川の公義御目見は、四、五年に一度ずつ阿部四郎五郎家が寺社奉行へ申入れることによって実現された(後掲「史料12」(c)、《表2》)から、仲介者が継続の努力を払って初めて維持されるものであった(後述)。とすれば、幕府と大谷・村川両家との関係は、必ずしも公的・継続的なものではなく、代々の阿部四郎五郎家による仲介の努力によって維持された私的・不定期の関係であった。

ところで、鳥取藩以外の幕藩領主にとって、竹島産の珍品は阿部四郎五郎家との関係を介してのみ入手できた。たとえば年末詳六月二日付の村川市兵衛あて亀山庄左衛門書状は、百合草・にんにく・大竹ほか竹島産の珍品を大坂肥後島橋屋清三郎方へ届けるよう指示し、亀山もまた大桐一本を所望する内容が記される。その書状中で「四郎五郎并拙者名と書、自然竹島へ之用之儀申遣者有之候、必承引被仕間敷候、此段九右方江今度直々堅く申渡候」というから、阿部四郎五郎の名義を借りて竹島産の珍品を大谷・村川に注文する者もあつたのであろう。阿部もまた、大谷・村川とつながることである種の特権的な地位を得た。

代々の阿部家と大谷・村川家が密接な人間関係を築いてゆくことで、大谷・村川家に権威と由緒が付与された。そのことを通じて、大谷・村川両家は竹島周辺における利権を排他的に確保することとなったのである。

七が「いそたき人參」を持参して奈良興福寺多聞院英後のもとを訪れたとする記事がある。中村榮孝はこの記事から、磯竹島(蔚陵島)が菓劑としての人參の産地として知られていたことを推測する(『中村榮孝、四六〇頁)。元和四(一六一八)年七月、出雲三尾関の住人馬多三伊ら七名が蔚陵島出漁中に漂流して朝鮮に至り、元和六年には、ひそかに竹島渡海を行つて対馬人弥左衛門・仁右衛門(または豊坂弥左衛門父子)が捕らえられて処罰された。こうした事例からすれば、寛永二(一六二五)年(または元年)竹島渡海免許が大谷・村川両名に発給される以前、偶然の漂着ではなく意識的な竹島渡海を行う者が既に存在した。ここで、元和四年に竹島渡海を行ったのは出雲三尾関の住人であつた。大谷・村川が竹島渡海を行う際には、米子から出雲雲津(三尾関)を経由して隠岐島後福浦へ渡り竹島へ向かったというから、出雲・隠岐の住人が独力で竹島渡海を行うこともありえた。そして寛文六(一六六六)年朝鮮に漂着した大谷船の場合、乗員二名の生国の内訳は伯耆一三名・隠岐九名であつた(『竹島』、『大谷之船漂到朝鮮国』)。

万治三(延宝九(一六六〇)八二)年の間の時期には、材木伐採を目的に大谷・村川以外の「他所の者」が竹島に入り込み、「脇より訴訟人達の六ヶ敷事出来」という(大谷家書一〇〇、二〇)。また、享保七(一七二二)年、石見国安濃郡の三名が七年以前に竹島で潜商行為をはたらいたとして処分された(内藤正中一九九五、一六頁)。さらに「史料8」に登場する鳥取城下の初期商人石井宗悦は何らかのかたちで竹島渡海に関与しようとした。おそらく因幡国も含めて山陰地域の人々には竹島渡海とその利益にあずかる可能性があり、大谷と村川が互いに競争者となりうる可能性すら皆無ではなかつた。

このように藩領を越えた各地に潜在的に競合する勢力があつたから、大谷・村川は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ求めた。それが「寛永初年竹島渡海免許」であつた。そうして競合する勢力を排除し

(2) 大谷・村川家と鳥取藩

大谷・村川家の竹島渡海に際して鳥取藩が経済支援を行なつたことはこれまでに知られている。たとえば、万治二(一六五九)年一〇月三日付串鮑売上証文や寛文三(一六六三)年正月一日付御城銀借用証文によれば、村川市兵衛が一貫五百目の丁銀を鳥取藩から借受け、竹島渡海で獲た串鮑を藩に買上げてもらい、その際に買上高と借銀高との清算を行つた(『鳥取県郷土史』四六三、四頁)。渡海前における藩からの借銀は、管見のかぎりでは寛永一五(一六三八)年から認められ、その史料に「此以前のこと」とあることからすれば、こうしたやり方は寛永一五年より以前からの慣行であつた。そして、元禄六(一六九三)年一二月までこうした借銀が継続された。

鳥取藩が大谷・村川両家から買い上げた串鮑は、「竹島串鮑」として將軍家ほか幕府要職たちへの献上品として用いられた。竹島串鮑の公義献上日時が具体的に分かるのは寛文一(一六七)年からのことであり、そうした行為がいつ頃まで遡りうるものであるかは十分明らかではない。ただし寛文八(一六六八)年までにはそうした献上が始められており、元禄九(一六九六)年の竹島渡海禁止に到るまで続いた。こうした献上の積み重ねを通じて、他藩からも「御代々伯耆守様より竹島鮑公義江御献上」として知られるに到る。

ところで、延宝九(一六八一)年三月二十九日、阿部四郎五郎正重は小普請入りとなり公務を離れることとなつた。このためこの年から大谷・村川両家の公義御目見は鳥取藩が取り持つこととなつた(『史料12』(a)(b))。『史料12』はそうした事情について、稲葉丹後守・水野右衛門大夫・松平山城守の寺社奉行三名に申入れたものである。

〔史料12〕

伯耆国米子村川市兵衛儀、公方様江御目見罷越候、(a)先年より安部四郎五郎殿御取持二而御目見仕来り候、然処当年ハ四郎五郎

殿御役儀御免故、被成御取持儀難成首尾有之ニ付、(b)自今以後殿様より罷出御頼笠也、因茲稲葉丹後守殿・水野右衛門大夫殿・松平山城守様江御使者以井上政右衛門被仰遣之、

御口上

伯耆国米子町人村川市兵衛と申者、先年より御当地江罷下、御城江罷出候付、当年も御当地江罷越候、(c)最前より安部四郎五郎殿被御取持、御先役之御衆中様江も被仰達由付、終此儀不申入候得共、領分之者之儀ニ付、以使者申入候間、(d)先規之通首尾可様頼度候、以上、

右之通被仰達候処、いつれも御心得被成との儀也

(鳥取藩池田家史料「御在国在府日記」延宝九年七月三日巻)

これまでは阿部四郎五郎殿が村川市兵衛の公義御目見について歴代の寺社奉行(御先役之御衆中様)に申入れを行ってきた(c)。今後は鳥取藩主名で申し入れることとなるが、これまでどおり御目見がかなうよう頼みたい(d)、というのである。

さらに貞享二(一六八五)年五月、こんどは大屋九右衛門の公義御目見を鳥取藩が取り持った。

「史料13」

一伯耆国大屋九右衛門・村川市兵衛、公方様江御目見奉願度由二而、御当地江罷越候付、寺社御奉行衆江御使者被遣

水野右衛門大夫殿江

御口上

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役二而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年二一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前二罷下、(a)御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、

本多淡路守殿
坂本内記殿

御口上

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役二而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年二一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前二罷下、(b)御先役中之御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、右御使者、愛洲三郎助相勤

追加、九右衛門儀、来ル廿八日御城江罷出御目見仕、

(鳥取藩池田家史料「御在国在府日記」貞享二年五月一日巻)

ここで鳥取藩江戸藩邸は、寺社奉行に大屋九右衛門御目見を依頼するに際して、水野右衛門大夫と本多淡路守・坂本内記とに分けて口上書を用意している。二つの口上書は、大屋九右衛門が村川市兵衛と同様に竹島渡海を行っている者であること、八・九年に一度ずつ御目見のために江戸に参府すること、村川市兵衛は五年以前(延宝九年)に御目見を済ませたこと、以上三点の事情説明において共通している。異なっているのは、延宝九年の村川市兵衛御目見について「御取持を以」(a)とするか「御先役中之御取持を以」(b)とするかである。これは水野が延宝九年七月時点で既に寺社奉行として村川御目見に関わった経験をもっていたことと、本多・坂本がそうではなかったことの違いによる。先例のあることを説明した上で、依頼の趣旨について合意を得る必要があったからである。鳥取藩なり阿部四郎五郎家が大谷・村川両家の御目見を実現するには、そのつど人間が入り替わる寺社奉行に対し、先例の説明を行う手間を惜しんではならなかった。

こうして延宝九(一六八一)年七月以後、鳥取藩が大谷・村川両家

の公義御目見を取り持つようになった。公義御目見による権威・由緒によつて大谷・村川の竹島渡海における排他的利権が保障されてきたとすれば、こののちの竹島渡海に対する鳥取藩の関与はこれまで以上に深まったといわねばなるまい。それは従来のごとき経済的な支援にとどまらない。これ以後鳥取藩は、大谷・村川家の竹島渡海をいわば丸ごと抱え込むこととなったのである。

ほぼ將軍家と幕府要職者(老中・若年寄ほか)に限って献上されてきた鳥取藩の竹島船は、鳥取藩が公義御目見の取り持ちをするようになって以後、とりわけ貞享二(一六八五)年ころから献上回数が増える。また鳥取藩との利害関係が考慮されて新規の贈与が始まる事例も見いだされる。元禄二(一六八九)年末、吉良上野介・大沢右京大夫に贈った竹島新申船は「御規式等之御用」に対する謝礼の意味であり、能勢惣十郎・伊東九郎左衛門に対するものは、何らかの「御用」に対する謝礼の意であった。また、貞享二年二月には松平撰津守から丸千竹島船を所望されてもいる。それまで阿部四郎五郎家に対してなされてきた「所望」が、鳥取藩に対して申し入れられるようになった。

ところで、これまで大谷・村川・阿部三家は、その代替りごとに竹島渡海に關つて相互に再確認しあい、密接な関係を継続・保持してきた。その関係を前提にして阿部の仲介による大谷・村川の公義御目見が実現し、竹島渡海の利権が護られてきた。それが、延宝九年七月の事態を境にして、公義御目見の取持ちが阿部四郎五郎家から鳥取藩に切り替わった。このとき、新任寺社奉行に対し御目見の先例について鳥取藩が説明しなおしたと同様な意味合いで、大谷・村川家の側が竹島渡海の先例・由緒について改めて説明しなおす必要があると考えても当然である。それはいきおい由緒の正しさを強調することとなったから、竹島渡海の歴史をより古く遡らせて説明することとなった。ここに寛永初年竹島渡海免許を元和四年のもと主張する根拠があっ

た。

一方、公義御目見の取持ちを担わなくなった阿部四郎五郎家ではあったが、その延宝九(九月に天和改元)年に、今後の竹島・松島渡海について「寄合之所務」にするよう大谷・村川に提案し、合意させている(二)(2)。この事實は、それまでなされてきた阿部家の竹島渡海への関与が私的なものであつて、幕府意志を背景にした公的性格を帯びた関与ではなかったことをも示唆している。また「寄合之所務」への変更も、史料上は近年の竹島・松島周辺での収益減少を主たる動機として説明されているが(「史料10」)、そこに延宝九年七月の事態の影響を読み取る可能性も皆無とはしない。

いずれにせよ、延宝九年を境にして竹島渡海にはひとつの変化が生じたのである。

むすびにかえて

慶長一九(一六一四)年、東萊府使尹守謙・朴慶業と対馬藩との間で書契の往復がなされ、朝鮮領である竹島への日本人渡航・入居が事実上禁止であることが確認された。また、竹島に渡海・居住していた鷺坂弥左衛門父子は、元和六(一六二〇)年、幕命にもとづいて(自公儀御先印)派遣された対馬藩士らの手によって捕えられた。そして、寛永一四(一六三七)年に竹島渡海の帰り朝鮮半島に漂着した村川市兵衛船一行を朝鮮側から引き取る際、倭館の対馬藩士は「今程竹嶋二船渡り申上候事、從公義御法度様ニ承及申上候」と記す。

こうしたことからはすると、慶長一九年以後、対馬藩は基本的に日本人の竹島渡航・居住は禁止事項であると理解していた。また、元和六年鷺坂弥左衛門父子の一件からすれば、このころの幕府もまた、竹島への日本人渡航は禁止すべきこととして理解していた。

しかしながら幕府にあっては、そうした竹島渡海禁止の方針がきちんと継承されなかった。寛永二年(または元年)に「竹島渡海免許」なるものを発給したのは、幕府は取えてその問題に踏み込まなかった。渡海免許の更新をすることはなかったが、竹島渡海禁止方針にかかわる幕閣の共通認識も公式見解もたず、その一方で「竹島」の名を冠した珍品を献上品として取るなど、曖昧に対処しつつあった。

ところで、元禄五(一六九二)年三月、竹島で大谷・村川船は多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの漁獲をあげることでもできずに四月五日に伯耆国米子へ帰着した。あくる元禄六年四月にも竹島には朝鮮人出漁者が多かった。二年続けて漁にならなかつた大谷・村川船は、竹島にいた朝鮮人のうち二人を米子へ連れ帰り、四月末に米子詰鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。五月、鳥取藩江戸藩邸は月番老中土屋相模守に事情を報じた。その際、鳥取藩側が「向後彼嶋江朝鮮人不参候様致シ、鮑をも前之通献上をも仕度」と述べたところ、老中はその旨を「御間届」になったという。これすなわち「元禄竹島一件」の発端である。江戸幕府はこの竹島への朝鮮人出漁禁止を求めるよう対馬藩に命じ、竹島および周辺海域の利権をめぐる日朝外交交渉に突入することとなるからである。

ここで右の経過にも明らかなように、竹島における大谷・村川船と朝鮮人漁民との競合にかかわる元禄六年の訴えは、鳥取藩を介して幕府に届けられたのであって、阿部家を介したものでなかった。これは、竹島渡海をめぐる鳥取藩と大谷・村川家との関係が延宝九年以後に変化したことを前提しなければ理解できないことがらである。そして旗本阿部家の仲介ではなく、大名家からの仲介であったがゆえに今回の事件が表沙汰となり「竹島一件」へと発展してゆくこととなった。曖昧な処理では済まされなくなったのである。

されず、同三年にはなされているから、右史料を寛永二年のものと考えても傍線部(c)は史実と矛盾しない。一方、五月一日付(傍線a)で村川・大屋が阿部あてに差し出した書状には、今年竹島渡海を行わずに延期する旨の内容(傍線b)が記されていた。右史料を寛永二年の書状とし、かつ「竹島渡海免許」もまた寛永二年の発給と考えると、五月一日付村川・大屋書状は「竹島渡海免許」発給以前に差し出されたことになる。しかしながら、右書状の文面では既に村川・大屋の年寄中に対する「御礼」を行うことが議論に上っている以上、五月一日付村川・大屋書状もまた「竹島渡海免許」発給のものとして解する方が良さそうである。そこで、右史料を寛永二年の場合、「竹島渡海免許」発給を寛永元年とする方が内容的に矛盾を生じない。

(8) 「川上健三」五一頁。原典は大谷家文書「大谷家目録1-19か?」。以下、大谷家文書については、「大谷文子」第三章「大谷家古文書目録」の整理番号と照合して示す。

(9) 「元和四年竹島渡海免許」が異国渡海朱印状とも異なり、寛永八年奉書船制度の奉書とも異なっていること自体は、すでに「内藤正中一九九八」が指摘している。ただし、右論稿は、どのような点が異なっているかに着目することはなく、形態の差異を越えて「幕府が渡海免許を発給した」という事実に着目している。

(10) 「朝尾直弘」五三頁。なお奉書船制度における奉書については、異国への渡海許可について記された老中文書で海外へ携行したものとする理解もあり、議論が定まらない。「太田勝也」。しかし仮にこの場合であっても、その奉書は異国渡海朱印状の代わりに発給される以上、宛先は海外へ赴く貿易商人となるであろうから、やはり「竹島渡海免許」の書式とは異なってくる。

(11) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛文六年八月一日条
(12) 『鳥取県郷土史』四六四〜五頁

注
(1) 『鳥取藩史』六、四六六〜七頁。なお、傍線は池内、以下同様。
(2) 『寛政重修諸家譜』永井尚政、井上正就各人の項。

(3) 国立国会図書館所蔵対馬藩家史料「分類紀事大綱」十四、寛永十四年七月十七日之日帳、八月十日之日帳

(4) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛永十四年八月十四日之日帳
(5) 国立国会図書館所蔵対馬藩家史料「深見弾右衛門古帳之写」(寛永一四年)七月一〇日条。なお、この史料の所在については米谷均氏のご教示を得た。

(6) 『漂流入送贈録』、ソウル大学校奎章閣、丁丑(寛永一四年)七月一六日条
(7) 当時における年数の数え方の慣行に従えば、寛永一四年の一三年前とは寛永二年のことを指す。しかしながら「竹島渡海免許」の発給を寛永二年五月一六日とすると、次の史料を寛永二年のものとして解した場合にいささか問題を生じてくるように思われる。

(a) 五月十一日之御飛札十月七日ニ参着、具に披見、并出雲紙拾束贈賜遠路御志之程別而令満足候、然者(b)竹島へ渡海之儀当年者延引之由七ニ存候、如來意小嶋之儀ニ候間、年を隔被相渡可然候、將又(c)当年御上落も候は、出京ニ而御礼可被申上処ニ、左無之ニ付、私慮之由無余儀共ニ候、(d)年来於御上落者被罷上、御年寄中へ被懸御目候儀外実共肝要之至ニ候、事々期後慶之時候、恐々謹言
十月七日
村川市兵衛殿
大屋九右衛門殿
御返事
阿部四郎五郎 正之(花押)

右の史料は『伯耆志』(因伯耆書)第四冊、四〇九頁にも引用され、そこでは寛永二年のものとされている。徳川家光の上落が寛永二年にはな

(13) 「中村榮孝、四五七頁」、「池内敏 付録年表」整理番号1、「通航一覽」第四、六〇九頁(典拠は『韓録』)。「交隣知津録」和漂民送來之例」項には「元和四戊午年、馬多伊等七人薛陵島ニ漁し漂流するを送る、是御和好後之始り也」とあり、『善隣通書』一七に収められた万曆四六(一六一八)年七月付の日本国対馬州太守あて朝鮮国礼曹参議書契では「倭人馬多三伊等七人(中略)則乃住居三尾閣。而往漁于薛陵島。遇風漂到者也」とする。

(14) 「中村榮孝、四五六〜四五八頁」。「日鮮通交史 附釜山史」五三五頁に「袖谷記に曰、磯竹島は、昔、鷲坂弥左衛門父子渡此島陰居、自公儀以御朱印、対馬侍府中田舎者小船一艘以行捕之來也、是自日本行事禁法故なり」とある。

(15) 「米子より竹島に赴くには一旦雲州雲津に着き、其より隠岐国島後福浦に渡り、福浦より竹島に直航するを常とす」『鳥取藩史』六卷四六七頁。典拠は「池田家所蔵竹島関係文書・伯耆志」という。

(16) 原典は『観瞻隨筆』巻之中(鳥根県立図書館)
(17) 『伯耆志』四二〜二頁、『鳥取県郷土史』四六〇〜一頁、「川上健三」九〇頁。ただし、右三書所収の史料には字句の異同がある。また、差出者の龜山庄左衛門は延宝九(一六八二)年四月に没しているため、この史料は延宝八年以前のものである。

(18) 「一米子之村川市兵衛、此以前之」とくり付二条、当年分被成御借間、右之とく書物取之置、かし可申候、委細者横川次太夫可被申候、以上
兵部 志摩 内匠

鳥羽忠右衛門殿
大塩七右衛門殿

(19) (鳥取藩池田家史料『控帳』寛永一五年一月一七日条、鳥取県立博物館) 一米子大屋藤兵衛再三願出候付而、拜借銀四貫五百目被仰付旨、村上治部右衛門江申渡候事

(鳥取藩池田家史料『控帳』元禄六年二月二日条)

右史料の大谷藤兵衛は米子大谷家の別家筋にあたるが、元禄六年に当時七歳であった四代大谷九右衛門勝房の後見をとめ、九右衛門を名乗って江戸参府をも勤めた人物である(「大谷文子」『竹島渡海由来記書抜控』四代目九右衛門勝房項)。また、「元禄六年八月一六日付、借銀四貫五百目を御公義へ願出の控(「大谷家」1-35)は右史料の「再三願出候」とする記述と関連すると思われる。翌元禄七年に大谷・村川家から拜借銀の願出がなされた際、鳥取藩は「拜借之儀者度々之儀故不被仰付候、鳴へ渡海之儀者商売之儀二候へハ御留難成候間、勝手次第二候」としてこれを拒んだ(鳥取藩池田家史料『控帳』元禄七年一月二六日条)。

(20) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』寛文一一年二月二五日条

(21) 『藩法集』二(鳥取藩)、四八八頁、御旧法御定制・五九六号

(22) 『鳥取藩史』六巻二六五頁、殖産商工志、「幕府献上の魚」項

(23) 対馬藩宗家史料『竹島一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館)元禄六年六月三日条

(24) 『寛政重修諸家譜』阿部政重項

(25) 三人の寺社奉行在任期間は、稲葉丹後守が延宝九年四月九日〜天和元年一月一五日、水野右衛門大夫が延宝九年二月一六日〜貞享二年五月二一日、松平山城守が延宝六年三月二三日〜天和元年一月二八日(『柳宮補任』一、五三頁)

(26) 本多淡路守の寺社奉行在任は天和三年二月二日〜貞享四年五月一四日、坂本内記の寺社奉行は天和二年一〇月一六日〜貞享四年五月一四日(『柳宮補任』一、五四頁)

(27) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄二年二月九日条

- 『寛政重修諸家譜』統群書類従完成会、一九六七年
- 『交隣知津録』厳原小学校旧蔵本
- 『古事類苑』外交部、吉川弘文館、一九七八年
- 『新修鳥取市史』第一巻、鳥取市、一九八八年
- 『善隣通書』一七、大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬藩宗家史料、目録四七六六
- 『大日本史料』十二編二十九、東京大学史料編纂所、一九二九年
- 『竹島考』上下、岡嶋正義、鳥取県立博物館蔵岡嶋家資料
- 『通航一覽』第四、国書刊行会、一九一三年
- 『鳥取県郷土史』鳥取県、一九三二年、名著出版復刻、一九七三年
- 『鳥取藩史』鳥取県立図書館、一九七一年
- 『日鮮通交史 附釜山史』釜山甲寅会、一九一四年
- 『伯耆志』『因伯耆書』第四冊、一九七二年復刻、名著出版
- 『村川氏旧記』東京大学史料編纂所
- 『柳宮補任』東京大学出版会、一九六三

[表1] 朝鮮に漂着した竹島渡海船の積荷

寛永14年(村川市兵衛船)	寛文6年(大谷九右衛門船)
みつ之魚之油 314樽	串鮓 60連
干鮓 406連	ミチノ皮 350張
丸干鮓 4俵半	ミチノ油 70樽
塩あわび 2樽	材木 9株(楸幅2尺・厚1尺・長3間7株、椎1株、栢長1間1株)
みつ之魚之魚皮 53枚	
きくらげ 8俵	
みつノ魚ノ身 60俵	
*「深見弾右衛門古帳之写」寛永14年7月10日項	*岡嶋正義『竹島考』「大谷船漂到朝鮮国」項

[表2] 大谷・村川の御目見

○ 寛永3 (1626) 年	村川市兵衛正純、江戸参府	
○ 寛永15 (1638) 年	村川市兵衛正純・大谷九右衛門勝宗、江戸参府	
○ 正保2 (1645) 年	村川市兵衛正純、江戸参府	
○ 明暦3 (1657) 年	村川市兵衛正清、江戸参府	
○ 万治2 (1659) 年	大谷九右衛門勝実、江戸参府	
○ 万治5 (1665) 年	村川市兵衛正清、江戸参府	
○ 万治11 (1671) 年	大谷九右衛門勝実、江戸参府	
◆ 寛文13 (1673) 年	村川市兵衛、江戸参府	◆「御祐筆日記」
○ 延宝7 (1679) 年	大谷九右衛門勝信、江戸参府	*「御在国御在府日記」に記載ナシ
○◆延宝9 (1681) 年	村川市兵衛正勝、江戸参府	◆「御在国御在府日記」
○◆貞享2 (1685) 年	大谷九右衛門勝信、江戸参府	◆「御在国御在府日記」
○ 元禄2 (1689) 年	村川市兵衛正勝、江戸参府	*「御祐筆日記」に記載ナシ
○ 元禄7 (1694) 年	大谷九右衛門勝房、江戸参府	

○は大谷家文書で確認できる参府、◆は鳥取藩池田家史料で確認できる参府

(28) 同前『御在国御在府日記』貞享二年二月七日条

(29) 『中村栄孝』四五二〜四頁。

(30) 注(14)に同じ。

(31) 前掲「深見弾右衛門古帳之写」寛永一四年七月九日条

(32) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄六年五月一五日条

参考文献・史料

朝尾直弘『都市と近世社会を考える』朝日新聞社、一九九五年

池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、一九九八年

李薫『朝鮮後期の独島領風論議』『独島と対馬島』知性の泉社、ソウル、一九九六年

太田勝也『奉書船制度の「奉書」とは』『古文書研究』四三、一九九六年

大谷文子『大谷家古文書』非売品、一九八六年

梶村秀樹『竹島』独島問題と日本国家、『朝鮮研究』一八二、一九七八年、のち『朝鮮史と日本人』梶村秀樹著作集第一巻、明石書店、一九九二年

一九九二年

川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、一九六六年

内藤正中『群島と因伯』鳥取県の日朝関係史(1)―、『北東アジア文化研究』二、鳥取女子短期大学北東アジア総合文化研究所、一九九五年

「元和四年竹島渡海免許をめぐる諸問題―鳥取県の日朝関係史(6)―」、『北東アジア文化研究』七、一九九八年

中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年

藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房、一九九〇年

堀和生『一九〇五年日本の竹島領土編入』、『朝鮮史研究会論文集』二四、一九八七年

『大谷氏旧記』一〜三、東京大学史料編纂所

遺跡・遺物から 何を讀みとるか

宮澤公雄編 98.11刊/A5判
150頁 2000円
〔帝京大学山梨文化財研究所 研究集会報告集1〕
関連諸科学を含めて、調査研究法を技術的に検討。

古代日本の 道教受容と仙人

松田智弘著 99.01刊/A5判
516頁 8200円
『古代日本道教受容史研究』(88.9 私家版)に、第2部「古代日本の仙人」を増補。不老不死の文化史。

宇佐八幡宮放生会 と法蓮

中野幡能著/950円
98.10刊/A5判・122頁
神仏混淆の放生会の姿を史料により復元し、併せて八幡神成立に功のあった法蓮の事績を顕彰する。

悪党の中世

悪党研究会編 98.06刊/A5判・402頁/7900円
佐藤和彦氏を代表とする悪党研究会による論集。荘園・流通・内乱の3章16篇の論文を収録し、二条河原落書詳注と悪党交名注文一覧を付す。

中近世の宗教と国家

今谷明・高埜利彦編 98.06刊/542頁/9900円
宗教と国家研究会に集う若手研究者を中心とした意欲的論文集。室町期以降の広範な宗教を、幕府や朝廷を含めた権力との関係で捉える論考15篇。

近世の朝廷運営

久保貴子著 98.05刊/A5判・330頁/6900円
〔朝幕関係の展開〕近世朝廷の朝廷運営に焦点をあわせ、その形成過程と形成後の朝廷内の確執と幕府の対応を検討し、朝廷の変容の実態を解明。

近世の流通経済と 経済思想

和泉清司著/7900円
98.07刊/A5判・368頁
第一篇で商品流通経済と六斎市をめぐる市場構造を考察し、第二篇で西鶴・昌益・幽学を取りあげる。

幕領陣屋と代官支配

西沢淳男著 98.11刊/A5判・330頁/7900円
幕府代官制度や幕領政策を、幕領支配の拠点である代官陣屋を中心に解明。全国的な代官・陣屋の変遷を初めてデータベース化。付：CD-ROM

近世地域社会論

渡辺尚志編 99.01刊/A5判・490頁/11000円
〔幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続〕天草の大庄屋制を軸に、地域社会の構造と変容を総合的に解明。『近世米作単作地帯の村落社会』の続編。

社会史と歴史教育

鈴木哲雄著 98.05刊/A5判・236頁/2400円
社会史・中世史研究の最新の成果を、教育現場でいかに教材化するか——。高校での実践報告をふまえ、中世社会像の再構成をめざす。

草の根文書館の思想

安藤正人著 98.05刊/A5判・100頁/1400円
全国津々浦々に文書館を、という願いをこめて語る。自らの文書を保存し活かす拠点としての“草の根文書館”への応援歌。ブックレット③

早稲田文庫の 古文書解題

柴辻俊六編 98.10刊
A5判・306頁 6400円
早稲田大学図書館所蔵の古文書類 558件15万点について内容を紹介し、利用の便をはかる。索引付

農耕文化の 民俗学的研究

白石昭臣著 98.08刊
A5判・534頁 11800円
稲作・畑作文化の特色を明らかにし、周辺諸国と対比し、文化複合の視点で日本の基層文化を解明。

年中行事と民俗芸能

大森恵子著 98.11刊/A5判・546頁/14800円
〔但馬民俗誌〕狐ガエリ行事や麒麟獅子舞など、但馬各地で伝承されている年中行事や民俗芸能、祭礼などをとりあげる。付：年中行事・文獻目録

編集後記

一昨年の九月に「鳥取地域史研究会」の設立準備会を発足させ、以来、月例会(研究報告会)を積み重ねてきています。昨年二月には設立総会を開き、会員の皆様に御賛同いただきました。それから、ほぼ一年が経ち、ここに『鳥取地域史研究』第一号の発行となりました。まずは本会事務局、会員一同これを喜びたいと思います。

当誌に貴重な論稿をお寄せいただいた執筆者の方々には、編集・製作上、十分な時間を設定できず、心苦しくもありましたが、快く応じていただき、改めて感謝の意を申し上げます。

思えば、これまでトントン拍子で会誌の発行まで漕ぎ着けた感もありますが、偏に本会関係者の地域史研究にかけける並々ならぬ意欲の結集によるものと言えましょう。勿論、本会が、先行する諸研究に導かれて今日に至っていることは言う迄もありません。

まずは第一号。「研究誌は継続させることが重要」と言われます。鳥取における歴史研究に新局面を切り開く数多くの論稿が当誌から発表され、蓄積されて行くことを心より願っています。

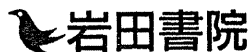
鳥取地域史研究会 編集担当 池内 敏 伊藤 康晴

鳥取地域史研究 第1号

平成11年(1999年)

2月21日発行

編集・発行 鳥取地域史研究会
会長 安藤 文雄
事務局 〒680-0011 鳥取市東町2-124
鳥取県立博物館内
0857(26)8044
印刷所 株式会社ティエスピー



岩田書院

〒157-0062 東京都世田谷区南鳥山4-25-6-103 TEL:03-3326-3757
【価格に税別】新刊ニュース星 FAX:03-3326-6788